

議案第46号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月3日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

行政手続における町民の負担軽減及び事務の効率化を図るために押印の見直しに伴い、
関係する条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年9月 日公布
里庄町条例第 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 固定資産評価審査委員会条例（昭和26年里庄町条例第5号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「、これに署名し」を削る。

(里庄町遺児激励金支給条例の一部改正)

第2条 里庄町遺児激励金支給条例（昭和48年里庄町条例第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「住所　　を「住所　　に改める。
　　氏名　　印」　　氏名　　」

(里庄町道路占用条例の一部改正)

第3条 里庄町道路占用条例（平成26年里庄町条例第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「住所　　を「住所　　に、
　　氏名　　印」　　氏名　　」

「

関係者 の承諾	印
------------	---

」

を「

関係者 の承諾	印
------------	---

」

に改める。

様式第3号及び様式第5号中「住所　　を「住所
　　氏名　　印」　　氏名　　」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。